

（準用）

第 55 条 第 48 条から第 49 条の 2 まで及び第 50 条の 2 から前条までの規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。

○火災予防規則

（標識等）

第 37 条 条例第 12 条第 1 項第 5 号（条例第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 12 条第 3 項、第 12 条の 2 第 2 項、第 13 条第 2 項及び第 3 項並びに第 14 条第 2 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）、第 18 条第 3 号、第 24 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項、第 32 条の 2 第 2 項第 1 号（条例第 34 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 35 条第 2 項第 1 号並びに第 52 条第 4 号（条例第 55 条において準用する場合を含む。）並びに第 24 条第 5 号及び次項に掲げる標識及び掲示板は、別表第 5 に定める規格によるものとする。

2 （略）

【解釈及び運用】

本条は、体育館、講堂その他本来は他の用途に使用されている防火対象物又はその部分の一部を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に使用する場合においても、劇場等、展示場又はディスコ等の避難管理に関する規定が準用される旨を規定したものである。

- 1 「**一時的に**」とは、本来の用途に使用することを一旦停止して、限られた期間だけ他の用途に使用し、その後は再び本来の用途に復することが明らかな場合をいう。
- 2 本条はいわゆる仮設建築物たる劇場等又は展示場又はディスコ等について規定したものではない。本条に規定する防火対象物は、他に本来の用途を有しているものであるのに対し、仮設建築物たる劇場等、展示場又はディスコ等は、他に用途を有しないから、劇場等、展示場又はディスコ等自体にほかならず、条例第 48 条、第 49 条において既に措置済みであるからである。
- 3 本条により条例第 48 条第 1 号及び第 49 条第 1 号の規定の準用の結果、一時的に劇場等の用途に供される防火対象物についても、いす席の場合は、原則として床に固定しなければならないこととなる。しかし、この種の防火対象物は、使用形態が多様なものであるから、条例第 49 条の 2 の適用の余地が大きいものと考えられる。例えば、長いす又はパイプいすを数脚連結したものを使用情况等が含まれる。